

図書館整備計画の内側

1, “ぷくぷくコンビ”達の「四つの罪」

(1) 『舞鶴市都市計画』の隠蔽と“改ざん・捏造”の件

「中央図書館」ありきで始まった当市の図書館整備計画は、当初、当局はその根拠を『舞鶴市都計画』に紐付けることで、建設の正当性を確保しようとして企んでいた。しかし、当該『都市計画』には、市の目指す「コンパクトシティ」の為には、JR 東駅周辺には、できれば図書館などを誘致するのも街の賑わいとして好ましく、また JR 西駅に隣接する東側の土地（中央図書館建設予定地）は、JR の鉄路と隣接しているので交通が不便であり、人を集める施設の建設には不向きな旨明記されていた。だが当局の“ぷくぷくコンビ”達は、前市長からの引継ぎ事業として「西地区に図書館ありき」を懲りずに固守し、それに沿う根拠作りに「都市計画」を改ざん・捏造まですることを企むこととなったようだ。

そこにはどうせ「都市計画」などは、よほどの暇人か変わり者しか見ていないだろうとたかをくくって動き出したようだが、予想に反して変わり者に出くわし、慌てて当初の不都合な都市計画書の公開を取りやめて図書館等から隠し、かねてこんなこともあろうかと少し準備もしていたと思われる“改ざん・捏造”の新「都市計画書」を作成し開架することとなったようである。しかしどんなに巧妙に改ざん・捏造し、市民の目から隠しても読んでしまった者の記憶までは消去することは不可能なこと。にも拘わらず、中央図書館の設立のために無理やりに、元々の「都市計画書」を隠したり、自らに都合よく手を加えて、改ざん・捏造してみたりと小細工したことも含めて、公文書改ざん・捏造の罪にも当たり罪深い犯罪です。

(2) そもそも「図書館整備構想」事態が、“東西市民を分断”する政策であり、市の「倫理規定」違反であった。長年先人たちが作成し守り継いで来た規定には、規定に違反した場合は総務部長が指揮を執って違反に対処する旨、市の「倫理規定」に記載されているにも拘らず、無視してこの違反の取り締まりすらしていない状態は異常であると言わざるを得ない。

(3) 市民の意見を聞く大切な機会であった「市民ワークショップ」は、内容を無視してまるで当局案が賛同されたかのような印象づけをした。つまり、東図書館で行われた「ワークショップ」では、参加の市民全員が“東図書館が廃止”されることに強く反対であったのに、其のことを隠したまま当局の思いどおりに「ワークショップ」を異論なく終えた様に内容をまげ、さも当局案が同意されたように歪曲して市民の意向を踏みにじる結果となっている。

(4) 上記の違反事項の取り締まりすらできない状態は、其のこと自体が違反であり、違反を罰則しない「不処罰の実行」は、其のこと自体が規律違反で罰則ものであると指摘できる。